

2024年9月6日

お客さま各位

## 「朝日でんさいサービス」の債務者利用における決済口座の追加について

朝日信用金庫

平素は朝日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年10月1日(火)より、「朝日でんさいサービス」の債務者利用における決済口座につきまして、普通預金の指定が可能となります。

なお、既にご契約いただいているお客さまも変更が可能となります。

つきましては、決済口座の追加に伴い、下記規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

当金庫では、今後もお客さまにご満足いただけるサービスや利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定となる規定

朝日でんさいサービス利用規定

#### 2. 改定日

2024年10月1日(火)

#### 3. 改定内容(赤字部分が改定箇所です)

改定前	改定後
<p>第2条(利用資格)</p> <p>利用申込者またはお客さまは、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p>1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合</p> <p>(1) 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること</p> <p>(2) 「手形交換所の取引停止処分」を受けていないこと、または「過去6ヵ月以内に手形または小切手の不渡り」を出していないこと</p> <p><u>(3) 当金庫との当座勘定取引があること</u></p>	<p>第2条(利用資格)</p> <p>利用申込者またはお客さまは、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p>1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合</p> <p>(1) 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること</p> <p>(2) 「手形交換所の取引停止処分」を受けていないこと、または「過去6ヵ月以内に手形または小切手の不渡り」を出していないこと</p> <p><u>(削 除)</u></p>

<p>第15条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。</li><li>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u></li></ol>	<p>第15条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。</li><li>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座と<u>します。</u></li></ol>
--	---

以上

**【ご相談・お問い合わせ先】**

詳しくは、当金庫お取引店までお問い合わせください。